

小型遠隔操縦式除草機（リモコン除草機）の貸出しのしおり

1 目的

県では、河川堤防除草作業の効率化・省力化を図るため、小型遠隔操縦式除草機（以下、「リモコン除草機」という。）の地方局建設部及び土木事務所への配備を順次進めています。

リモコン除草機を有効活用するための運用の一つとして、愛リバー・サポーターに登録されている団体（以下「愛リバー・サポーター団体」という。）並びに愛媛県及び県内市町の機関（以下「愛リバー・サポーター団体等」という。）に対しリモコン除草機を無償で貸出すことにより、愛リバー・サポーター団体等の負担軽減を図ることとしましたので、ご活用ください。

2 貸出しの内容

(1) 製品名

- ・リモコン除草機 1台
 - ・運搬車両への積載時に使用するアルミブリッジ 1組
- ※軽トラックや商用バン等でも運搬可能

(2) 主要諸元

エンジン	タイプ	ガソリン
	排気量	408cc
車体寸法	幅、全長、高さ	1105、1683、762mm
総重量	油脂類含む	340kg
車体	操作	リモコン
	タイヤ or クローラ	クローラ
	刈幅	950mm
	刈高さ	20－200mm（無段階）
	刈取り方式	ハンマーナイフ
	最大傾斜能力	45°

(3) 付属品

付属品名称	数量	備考
送信ユニット	1	
チャージャー	1	リモコンバッテリー用
バッテリー	2	リモコン送信機用
ACアダプタ	1	リモコンバッテリー用
ベルト	1	リモコン送信機用
取扱説明書	1	

(4) 貸出団体

愛リバー・サポーター団体等であって、リモコン除草機が存する県地方局建設部又は土木事務所（以下「県地方局等」という。）まで借受・返却が可能な団体

(5) 使用料

無料（但し、使用後にガソリンを満タンにさせていただく必要があります。）

3 貸出しの申請

(1) 貸出日及び貸出期間

ア 県地方局等の開庁日の午前9時から午後4時30分の間

イ 貸出期間は貸出の日の翌日から3日以内とします。なお、貸出期間の末日が祝休日の場合、その直後の休日でない日を貸出期間の末日とします。

(2) 貸出申請

ア 貸出を希望する10日前までに、メール又はFAX等により別途定める「草刈機等貸出申請書（様式1）」を県地方局等に提出してください。

イ 申請後、貸出が可能な場合は、県地方局等から「草刈機等貸出承認書」を發出します。貸出が不可能な場合は、メール等で連絡します。

ウ 多くの方にご利用いただくため、一度の申請は1回分の使用とし、返却後に次回申請を可能とします。

エ 県地方局等から「草刈機等貸出承認書」を受理していた場合でも、故障等やむを得ない理由により貸出しができない場合がありますので、ご了承ください。

4 貸出時から返却時までの注意事項

(1) 貸出時

次に掲げる内容を遵守してください。

ア 県地方局等と事前に打合せした貸出日時（県地方局等の開庁日の午前9時から午後4時30分の間）に、県地方局等まで来所すること。

イ 県地方局等の職員から使用（操作）方法及び使用上の注意点について説明を受けること。

(2) 運搬時

次に掲げる内容を遵守してください。

ア 運搬車両の最大積載量を超過しないこと。

イ 運搬時に貸出機械が落下しないよう、運搬車両と貸出機械を確実に固定すること。

(3) 使用時

次に掲げる内容を遵守してください。

ア 付属の取扱説明書を熟読し、内容に従い適正に使用すること。

イ 使用前にエンジンオイルについて十分な量があることを確認すること。

ウ エンジン始動時、エンジン周辺に枯れ草や燃えやすいものがないことを確認すること。

エ エンジン始動時や走行操作・作業基操作する時は、必ず周囲に人がいないことを確認すること。

オ 機械上部のエンジン及び電装機器等に水をかけないこと。使用後の清掃時も当該部の水洗いはしないこと。

カ 故障や誤作動の恐れとなるため、送信ユニットは水に濡らさないこと。

(4) 返却時

次に掲げる内容を遵守してください。

なお、各地方局等の職員が点検確認表の内容を確認し、適正と認めた場合、返却が完了したものとなります。

また、目的外に使用した愛リバー・サポーター団体等には、今後、リモコン除草機の貸し出しはできませんので、ご了承ください。

ア 県地方局等から事前に打合せした返却日時（県地方局等の開庁日の午前9時から午後4時30分の間）に、県地方局等まで来所すること。

イ 必ずガソリンを満タンにして返却すること。

ウ 別添の「リモコン式等草刈機点検確認表」により点検を行い、提出すること。

エ 各地方局等の職員の立会いの下、機体及び付属品に汚れや損傷が無いことの点検を受けること。

オ 点検確認表について対応指示があった場合は、誠実に対応すること。

5 事故等発生時の費用負担

(1) リモコン除草機の事故等が発生した場合

ア 県では、操作時や運搬時の事故及び盗難等による被害（以下「事故等」という。）に備え、リモコン除草機に係る動産保険に加入しています。

イ 事故等が発生した場合は、速やかに状況等を報告してください。

ウ 県が加入するリモコン除草機に係る動産保険で填補されない場合であって、故意又は重大な過失が認められる場合は、原状回復していただくことがあります。

(2) リモコン除草機使用時における第三者への賠償事故等が発生した場合

ア 県では、リモコン除草機使用時における第三者への損害事故（以下「第三者賠償事故」という。）に備え、損害賠償保険に加入しています。

イ 次のような第三者賠償事故が発生した場合は、速やかに状況等を報告して

ください。

(ア) 重大な人身事故、物損事故

(イ) リモコン除草機が河川内に落下し、河川へのガソリンの流出

(ウ) その他重大な事故

ウ 第三者賠償事故が発生したとき、県が加入するリモコン除草機に係る損害賠償保険で填補されない場合であって、故意又は重大な過失が認められる場合は、賠償していただくことがあります。

エ 貸出団体において、独自で加入している保険がある場合は、県が加入している保険が適用されない場合がありますので、必ず報告してください。

(3) リモコン除草機使用時における借受者に損害が発生した場合

リモコン除草機使用時における借受者自身に対する人的損害は保険の対象となりますが、借受者が使用又は管理する財物に対する物的損害は保険の対象外となりますので、ご注意ください。

(4) 共通事項

上記原則のもと最終的な費用負担については、県と貸出団体との協議により決定されます。

6 禁止事項

貸出団体は、次に掲げる事項を行ってはならない。

ア 利用範囲以外での使用

イ 貸出団体の監督下でない者への転貸

ウ 貸出機械を使用して収入を得る行為

エ 貸出機械の改造、分解、又は性能・機能の変更

オ 貸出期間を超過しての使用

カ 雨天時やぬかるんだ地盤など悪状況下の屋外での使用

キ 怪我や、第三者への危害を及ぼす重大事故につながる危険な使用

7 貸出団体の責務

貸出団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア リモコン式除草機使用時の飛散物への安全対策（ヘルメット及びゴーグルの着用、長袖・長ズボンでの作業）

イ リモコン式等草刈機使用時における、当該機械の5m四方に人や物がいない状態での使用

ウ 台風、暴風雨又は大雨による洪水が発生した際、貸出機械の浸水対策

エ 貸出機械返納時の燃料の補充、清掃、点検

8 貸出承認の取り消し

貸出団体は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、貸出承認を取り消されることがある。

- ア 貸出申請書など事業実施に必要な書類に虚偽の記載があった場合
- イ 本貸出条件に違反があった場合
- ウ 貸出機械が亡失又は毀損し使用不能となった場合
- エ 災害など緊急の目的のため他に使用し、又は貸出す必要が生じた場合

9 協力事項

貸出団体は、県地方局等がヒアリング等を行う場合にご協力いただくようお願いします。

また、別途定める「愛リバー・サポーター実施状況報告書」の提出の際に、活動時の写真データ（jpeg等）の提供にご協力ください。（提供された写真データは個人情報と特定されない形で県HP等に使用させていただくことがあります。）